

第5期習志野市障がい者基本計画 (障がい者施策に関する基本計画)(案)概要



第1章 計画の策定にあたって

【計画策定の背景】

平成 23(2011)年、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた法整備の一環として、「障害者基本法」が改正され、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を基本理念とし、障がいのある人について、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と規定されました。

平成 30(2018)年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 25(2013)年施行)(以下、「障害者総合支援法」という。)」と「児童福祉法」が改正され、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障がい児支援のニーズの多様化に伴う障がい児への支援の拡充等の取り組みが図られ、令和2(2020)年には「障害者雇用促進法」の改正による障がい者の雇用の一層の推進と、バリアフリー法の改正による「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」に向けた、更なる取り組みの強化が図られることとなりました。

このような状況を踏まえ、国における障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とし、本市における障がいのある人の状況等を踏まえた、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画である、第5期習志野市障がい者基本計画(案)を策定しました。

【計画の期間】

計画期間は、令和6(2024)から令和11(2029)年度の6年間です。

年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	第4期障がい者基本計画 (平成30(2018)～ 令和5(2023)年度)			第5期障がい者基本計画					

【計画の位置づけ】

1. 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定し、国の障害者基本計画及び千葉県障害者計画に基づく計画とします。
2. 令和4年度「習志野市障がい者基本計画策定のためのアンケート調査」、習志野市障がい者基本計画検討委員会及び習志野市障がい者基本計画等策定委員会の意見等を踏まえ策定します。
3. 本市の障がい者施策の総合計画として、障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び「習志野市手話・点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」に定める施策を包含する計画とします。

第3章 めざすべき将来像と基本視点

1. めざすべき将来像

**誰もが互いに人格と個性を尊重し、
地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野**

第5期習志野市障がい者基本計画（障がい者施策に関する基本計画）は、障がいへの理解を基礎に、地域で暮らす誰もが互いに尊重し合い、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる「共生社会」を実現するために、「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」をめざすべき将来像として掲げます。

また、本計画を策定するにあたり、アンケート結果等に基づく現状分析を踏まえ、めざすべき将来像を実現するために、次の3つの「基本視点」を設定しました。

この視点をポイントとして、重点課題以下の計画体系を構築しています。



習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

2. 基本視点

基本視点1 自立と共生

障がいのある人が社会の一員として自立することで、自己肯定感を持って生きていくことは大切なことです。そのためには、周囲の理解に

基づいた就労や地域参加が重要であることから、自立と共生は不可分な関係にあります。

例えば、企業や障がい者就労支援施設等での就労のための支援や、相談支援体制の整備等の課題に対応していくことが求められます。 ⇒ 重点課題1、3、5へ

基本視点2 障がいへの正しい理解と権利擁護

めざすべき将来像に掲げた「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らす」ためには、社会における障がいへの理解を

基礎とした、差別等の解消など、障がいのある人の権利擁護の推進が重要です。

また災害時を含めたあらゆる場面で障がいのある人が不自由なく生活するために、情報の的確な取得と障がいへの理解に基づいた具体的な配慮がなされることが不可欠です。

例えば、教育の場や地域における周知啓発の実施及び差別解消や合理的配慮につながる障がいへの正確な理解の推進等の課題に対応していくことが求められます。 ⇒ 重点課題1へ

基本視点3 切れ目ない支援

障がいのある人が生涯を通して幸せに暮らしていくためには、人生の各時期・節目、いわゆるライフステージに合わせて適切な支援（サポート）を得ることが重要です。

例えば、福祉サービスの提供体制の充実や、さまざまな社会資源の充実、また幼児期の支援や発達支援における連携強化等の課題に対応していくことが求められます。

⇒ 重点課題2、4、6へ

第6章 施策の方向性と展開

重点課題 1

障がいのある人への理解と権利擁護の推進

基本施策

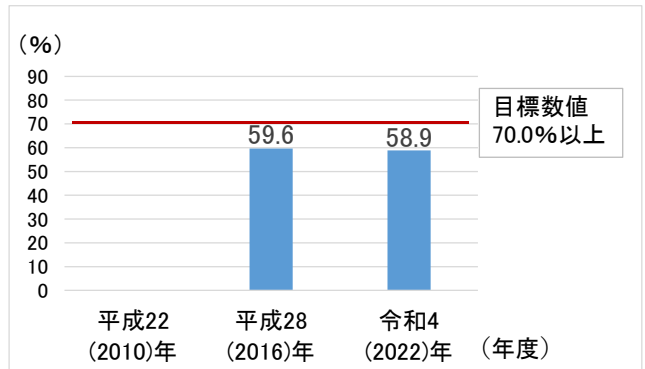
- (1) 差別解消、合理的配慮の普及・啓発
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (3) 障がい者虐待防止の取り組みの推進
- (4) 障がい(者)理解のための取り組みの推進
- (5) さまざまな手段による情報コミュニケーション保障

■ アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】

【問42】あなたは、障がいがあることが原因で、日常生活の中で、差別や虐待に当たるのではないかとと思われる扱いを受けた経験がありますか。

(複数回答可)



※H22は調査項目なし

数値目標の指標

「特にない」の選択肢の回答率

障がいがあることが原因で、日常生活の中で、差別や虐待に当たるのではないかとと思われる扱いを受けた経験が「特にない」の回答率を指標としました。

平成28年度の調査では59.6%でしたが、令和4年度の調査では58.9%と若干減少しています。

障がいのある人とない人との交流機会の増加や、教育の機会を通じた障がいについての理解促進などにより、この回答率の更なる増加をめざし、令和11年度の目標数値は70.0%以上とします。



重点課題 2

暮らしを支えるサービスの充実

基本施策

- (1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実
- (2) 地域生活支援事業等の充実
- (3) 地域生活支援拠点等の充実
- (4) 保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実

■ アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】

【問34】あなたは、障害福祉サービスの利用に関して困っていることはありますか。(複数回答可)

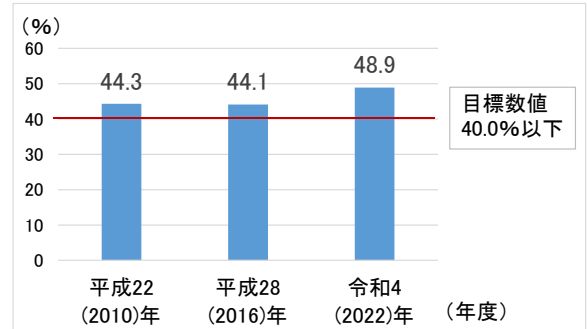
数値目標の指標

「どのようなサービスを利用できるのかわからない」、
「事業者を選ぶための情報が少ない」の選択肢の回答率の合計

障害福祉サービスの利用に関して困っているとして、回答率の高かった2つの選択肢「どのようなサービスを利用できるのかわからない」、「事業者を選ぶための情報が少ない」の回答率の合計を指標としました。

平成22年度の調査では44.3%、平成28年度の調査では44.1%とわずかですが減少しましたが、令和4年度の調査では48.9%と増加しています。

今後はよりわかりやすいサービス案内などにより、この回答率の減少をめざし、令和11年度の目標数値は40.0%以下とします。



重点課題 3

就労と社会参加の促進

基本施策

- (1) “働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援
- (2) 就業環境の整備
- (3) 障がい者就労支援施設等からの調達の拡充
- (4) 余暇活動充実のための支援

■ アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】

【問23】あなたが、働いていない理由は何ですか。(複数回答可)

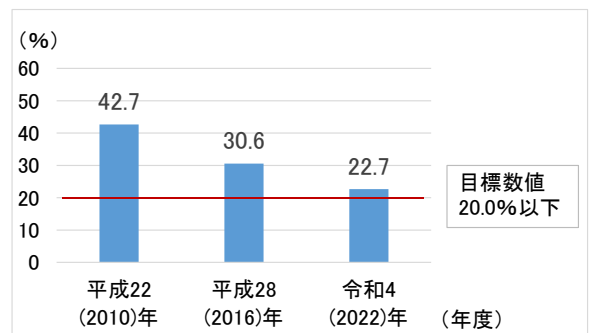
数値目標の指標

「自分に合った仕事がわからない」、「働く自信がないから」、「特に理由はない」の選択肢の回答率の合計

障がいのある在宅の人(18歳以上)が働いていない理由について、環境の整備や働きかけによって就労に結びつく可能性のある主な選択肢の回答率を指標としました。

平成22年度の調査は42.7%でしたが、平成28年度の調査では30.6%、令和4年度の調査では22.7%と減少しています。

今後の各種施策への取り組みにより、この回答率の更なる減少をめざし、令和11年度の目標数値は20.0%以下とします



重点課題 4

障がい児支援・発達支援の充実

基本施策

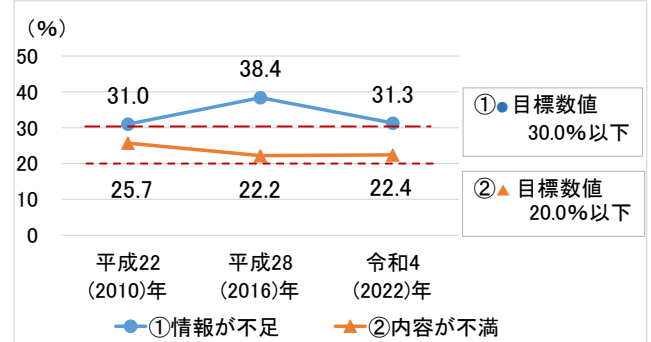
- (1) 障がい児等へのサービスの充実
- (2) 発達相談・支援、療育の充実
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携
- (5) 発達障がいの支援強化

■ アンケート結果を踏まえた数値目標

【18歳未満の人と保護者の人対象調査】

【問23】保護者の方には、療育・保育に関して困っていることがありますか。(複数回答可)

【問26】あなたや保護者の方には、学校・教育について困っていることがありますか。(複数回答可)



数値目標の指標

- ①「情報の不足」についての選択肢の回答率
- ②「内容への不満」についての選択肢の回答率

問 No	指標として選んだ選択肢
問 23	①療育・保育に関する情報が少ない ②療育や訓練の内容が十分ではない
問 26	①教育・療育に関する情報が少ない ②教職員の指導・支援の仕方が心配

障がいのある18歳未満の人の保護者の人が、療育・保育(又は学校・教育)に関して困っていることについて、「情報の不足」と「内容への不満」についての主な選択肢の回答率を指標としました。

「情報の不足」についての回答率は、平成28年度に増加していますが、多様化するサービスについて適切な情報提供を行うことにより減少をめざし、令和4年度では31.3%に減少し、令和11年度の目標数値は30.0%以下とします。

「内容への不満」についての回答率は令和4年度の調査では22.4%となっていますが、関係機関との連携や職員等の質の向上などにより更なる減少をめざし、令和11年度の目標数値は20.0%以下とします。



あしたの「ハ＝モニ＝」が響くまち

習志野市

重点課題 5

相談支援の充実

基本施策

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 当事者団体等における相談活動
- (3) 地域移行の推進

■ アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】

【問14】あなたは、日常生活で困ったことや悩みについて、誰に相談していますか。(複数回答可)

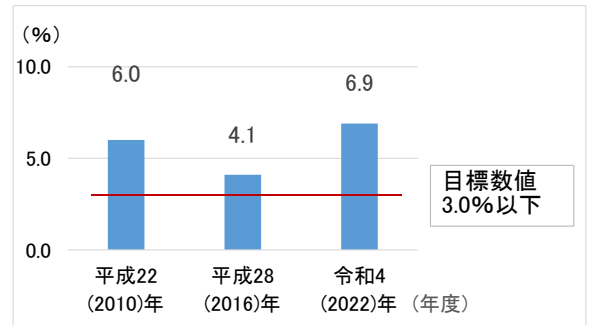
数値目標の指標

「相談したいが相手がない」の選択肢の回答率

障がいのある在宅の人(18歳以上)が困ったときの相談先について、「相談したいが相手がない」の選択肢の回答率を指標としました。

平成22年度調査の6.0%から平成28年度調査では4.1%と減少しましたが、令和4年度調査では6.9%と増加しています。

障がいのある人が内容に応じた相談先を自由に選択できるように周知・啓発に努めるとともに、職員等の質の向上などにより、障がい者の相談に寄り添い、的確な対応が行える環境整備の促進により回答率の減少をめざし、令和11年度の目標数値は3.0%以下とします。



※H22の選択肢は「相談する相手がない」

重点課題 6

社会資源の充実

基本施策

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実
- (2) 地域における支援体制の充実とネットワーク構築
- (3) 市民団体・ボランティア団体等との連携
- (4) 防災・災害対策等の整備

■ アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】

【問28】あなたには、外出するときに困っていることはありますか。(複数回答可)

数値目標の指標

「歩道の段差や障害」、「建物の段差や階段」、「周りの人に手助けを頼みにくい」の選択肢の回答率の合計

障がいのある在宅の人(18歳以上)が外出するときに困っていることについて、「歩道の段差や障害」、「建物の段差や階段」、「周りの人に手助けを頼みにくい」の選択肢の回答率の合計を指標としました。

平成22年度の調査では52.0%でしたが、平成28年度の調査では48.9%、令和4年度の調査では42.4%と減少しています。

引き続き、関係機関と連携し、障がいのある人が安全で利用しやすいまちづくりに向けた取り組みを推進するとともに、ハード面だけでなく、市民の障がいや障がいのある人への理解を深めることにより、回答率の減少をめざし、令和11年度の目標数値は40.0%以下とします。

